

令和4年1月7日

学生の皆さんへ

奈良大学

(国)『学生等の学びを継続するための緊急給付金』について (受付延長)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、アルバイト学生向けの『学生等の学びを継続するための緊急給付金』の支給が、閣議決定(令和3年12月20日)により行われることになりました。

この給付金制度は、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学での就学の継続が困難になっている者に対し、国から10万円が支給されるものです。

給付金は、所属する大学等を通じて国(日本学生支援機構)に対して申請を行い、申請者である学生本人名義の口座への振り込みによって支給されます。

大学ごとに推薦枠が設けられる予定であるため、支給対象要件(基準)に基づき大学で審査を行い、優先順位を添えて推薦を行います。具体的な審査は、国が作成する「申請の手引き(学生・生徒用)」4ページ掲載の「5 支給対象者の要件(基準) 2. ①～⑤」の充足数と内容により行います。

申請を希望する学生は、「申請の手引き(学生・生徒用)」を**必ず熟読のうえ**、下記の通り申し込んで下さい。

記

1. 提出物 ① 学生支援緊急給付金申請書【様式1】  
② 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】  
③ 記載内容を証明する書類等

**※注意** 申請書中「(任意)」、「(提出可能な場合)」となっている添付書類については、提出(またはこれらに代わる書類の提出)がない場合は要件が十分確認できないため、明確に証明できる人を優先して推薦します。

**※申請書類等について** 申請書類等は、学生ポータルサイトからダウンロード・学生支援センター学生担当窓口で配布しています。

また下記のURLよりダウンロードもできます。

**申請書類はA4サイズで印刷し提出してください。**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html)

2. 締切日 ~~令和4年1月6日(木)【必着】~~ 令和4年1月11日(火)【必着】

3. 提出方法 郵送の場合：<郵送先>〒631-8502 奈良市山陵町1500  
奈良大学 学生支援センター学生担当(緊急給付金)

窓口提出の場合：~~(12/23、24、27の8:30～16:00のみ受付可能)~~

(1/8、1/11の8:30～12:30のみ受付可能)

4. その他 ①書類等に不備がある場合、締切日【必着】を超えた場合は、受付できませんので十分注意して下さい。

②令和3年12月10日(金)に給付奨学金が支給された学生は、手続き不要です。自動的に『緊急給付金』が支給されます。

以上